

平成24年6月19日
消費者委員会

東京電力の家庭用電気料金値上げに係る質問

消費者委員会としては以下の点について問題意識を有しております、経済産業省において、必要に応じて東京電力も同席したうえで、消費者委員会の場でのご説明をお願いする。あわせて、御省において行われる申請内容の査定に際してもこれらの点について反映することを要望する。

I. 消費者委員会による5月10日の委員長声明について

1. 同声明で、経済産業大臣に対し、電気料金値上げ申請への対応について、
 ①適切な審査（拙速に結論を出さず、十分に時間をかけて審査を行うことや中立的な機関によるチェックを行うこと等）、
 ②公聴会の適切な開催（公聴会は複数回開催することや公述人は偏りがないよう選定し、その中に消費者団体等の代表者を含めること等）、
 ③適時適切な情報提供を行うこと（経済産業省の有識者会議での指摘を踏まえて見直した「電気料金情報公開ガイドライン」に沿って情報提供を迅速に行うこと等）、

を求めていた。指摘した内容についての対応をお示しいただきたい。

- ⇒ 5月29日(火)の消費者委員会でご回答。
- ⇒ 6月12日(火)の消費者委員会で、6月7日、9日開催の公聴会や国民の声に寄せられた意見の概要についてご説明をいただきたい。
- ⇒ 公聴会開催までに十分な検討の時間がなかったため、再度、意見表明などの場を設けて欲しいとの声があることへの対応についてご説明いただきたい。

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答。

2. 声明中の3. ② ii)（「設備投資の妥当性を検証できる情報」の迅速な情報提供）に関して、将来の需要想定、ピーク需要抑制策および設備投資額の推移が総合特別事業計画に示されているが、それぞれの関係について、ピーク需要抑制策の効果、需要抑制の設備投資への影響等について説明いただきたい。

⇒ 5月29日(火)の消費者委員会でご回答。

II. 東京電力による家庭用電気料金の値上げ申請について

1. 費用の内訳の明示

(1) 人件費

- ①給与・賞与の削減に関し、公的資金が資本注入された状態にある東京電力の従業員、特に幹部社員について、他の公益企業（ガス会社等）と同レベルの給与を維持することは一般的の理解を得られにくいと考えるが、

どのような考え方に基づいて数値を計上しているか説明いただきたい。
②給与・賞与の削減については、常用労働者1,000人以上の企業平均値や公益企業平均値との比較が示されているが、退職給付制度や福利厚生制度について、同業種・同事業者規模の比較情報を示していただきたい。また、退職給付制度および福利厚生制度それぞれの見直しについて、根拠や考え方を示していただきたい。

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答をお願いしたい。

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答。

(2) 規制部門と自由化部門のコスト構造

①経済産業省が最後に認可を行った平成10年以降の規制部門および自由化部門の売電量と利益のそれぞれの比率の推移を示していただきたい。また、その間、規制部門と自由化部門の売電量と利益の比率に乖離がある場合は、その要因を説明していただきたい。
②今般の規制部門および自由化部門の申請された値上げにおける原価算定期間中の3年間について、売電量および利益の見通しを示していただきたい。
③原価の規制部門および自由化部門への配分等を分かりやすく説明していただきたい。

⇒ ②及び③について、6月12日(火)の消費者委員会で重ねてご回答をお願いしたい。

⇒ これに関連して、発電の費用、自由化部門と規制部門に共通にかかる送電等の費用、規制部門独自の配電の費用の3部門別の費用を費目別に計上し、それをどう今回の値上で割り振る予定か、また平成18年以降どのように割り振ってきたのか判る資料を提示していただきたい。

⇒ 6月19日(火)の消費者委員会で、各費目の具体的な配分方法について、一般の消費者でも理解できるよう、規制部門と自由化部門の販売電力量比率と各費目の具体的配分比率が食い違う理由をご説明いただきたい。

(3) 競争入札に移行可能な随意契約

資材・役務調達における子会社・関連会社との随意契約による取引の見直し後も、競争入札による取引が30%に留まる根拠を示していただきたい。

⇒ 5月29日(火)の消費者委員会で、主な随意契約理由として「既設設備の修理・改造」、「不具合改修などの緊急対応」、「対応可能な取引先が1社」についてご回答。

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会で、競争入札による取引が30%に留まる根拠を改めてご説明いただきたい。東電の役員及び従業員、OBが連結子会社及び持分法適用関連会社と兼務や役員となっていることについて

て指摘がある中、この比率を更に高めることはできないか。
⇒ 6月12日(火)の消費者委員会で、5月29日付東電社資料の内容に
関し、「子会社・関連会社との随意契約における2割コスト削減」(2-
2)とあるが、修繕費・委託費全額(子会社・関連会社及び外部会社を
含む)ベースで競争入札等により2割コスト削減できないか、ご説明を
いただきたい。

⇒ 6月19日(火)の消費者委員会で、競争入札による取引が(例え
ば40%ではなく)30%に留まる理由をご説明いただきたい。
⇒ 子会社・関連事業者の随意契約のコスト削減が20%に留まる理由
をご説明いただきたい。

2. 事業報酬

(1) 事業報酬(レートベース)

事業報酬(レートベース)について、一般の人にも理解できる説明や資
料提供を求めたい。特に、特定固定資産の内訳とそれが電気の供給に直
接的に必要か説明していただきたい。また、特定投資(前回(平成20
年)から4倍以上増加)のうち電気事業の能率的な経営のために必要か
つ有効であると認められる投資の内訳を示していただきたい。

⇒ 5月29日(火)の消費者委員会でご回答いただいたが、6月12日(火)
の消費者委員会で、消費者により分かりやすいご説明をお願いしたい。

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答。

(2) 事業報酬率

事業報酬率の算定方法は一般電気事業供給約款料金算定規則および一般
電気事業供給約款料金審査要領に示されているが、一般の人にも理解で
きる説明や資料提供を願いたい。

①自己資本報酬率の算定について、自己資本報酬率は公社債利回り実績値
と全産業自己資本利益率の加重平均(※)とのルールが定められている
が、

i 加重平均のウェイトを意味すると思われるβ値とは何か、β値を0.
9と置く理由、また、自己資本報酬率の観測期間を7年間と置く理由
をわかりやすく説明していただきたい。

ii 実質的な公的管理となり、総合特別事業計画で株主配当が当面の間無
配とされており、また、内部留保の積上げの必要性も当面あまり高く
ないことから、自己資本報酬率は0%でもよいとの見方もあると考え
られるが、全産業自己資本利益率を基準とする算定ルールを適用する
理由を示していただきたい。

(※)「自己資本報酬率 = (1 - β) × 公社債利回り実績値 + β × 全産業自己資本利益率」
②他人資本報酬率は、すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に
応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して

算定した率とされているが、東京電力への資金援助のために原子力損害賠償支援機構が金融機関から調達する資金に政府保証が付され、東京電力にも政府保証の効果が事実上及ぶ中で、当該数値を適用する合理的な理由を示していただきたい。

- ⇒ 5月29日(火)の消費者委員会でご回答。
- ⇒ 6月12日(火)の消費者委員会で、東電の内部留保と特別負担金の納付の関係について、ご説明をいただきたい。

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答。

3. その他

(1) 原価算定期間中の年度ごとの評価の方法

経済産業省の有識者会議報告書を踏まえ、今後の原価算定期間中の年度ごとの評価の方法について考え方を示していただきたい。

- ⇒ 5月29日(火)の消費者委員会でご回答。

(2) 原子力損害賠償支援機構から東電への資金交付・資本注入について

- ①資金交付・資本注入の流れ・枠組みについて、一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。
- ②資金交付・資本注入の法的根拠および返済義務について、説明していただきたい。

- ⇒ 5月29日(火)の消費者委員会でご回答。

- ⇒ 6月12日(火)の委員会で、株主責任・金融機関責任の観点から破たん処理、または減資・債権放棄により債務軽減を図るべきとの意見に対する考え方についてご説明いただきたい。

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答。

(3) 規制部門の電気料金について

- ①従量電灯B、契約電流30A、使用電力量290kWh／月の場合を標準的な家庭におけるモデル料金とした根拠を示していただきたい。
- ②標準的な家庭として一般的に想定される大人2人子供2人の家庭における月額電気料金および値上げ幅を示していただきたい。
- ③三段階料金制度について、その値上げ幅案の算定の考え方について一般の人にも理解できる説明や資料提供を求めたい。

- ⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答をお願いしたい。

⇒ 6月19日(火)の消費者委員会でご回答をお願いしたい。

4. 追加事項

原子力発電に関し、原価に含まれる費用及び原価から除外される費用並びにそれぞれの理由について、分かりやすく説明していただきたい。

(例)

- ・福島第1原発1～4号機廃止措置に係る費用
- ・福島第1原発1～4号機安定化維持費用
- ・賠償金
- ・賠償対応費用
- ・修繕費（定期検査、原子炉機器・蒸気タービン・発電機等の修理）
- ・減価償却費（原価に含まれる・含まれない原発）
- ・事業報酬（福島第一原発5、6号機、福島第二原発等）
- ・購入電力料（地帯間購入電力料および他社購入電力料に含まれる原発にかかる費用等）
- ・原子力バックエンド費用（「使用済燃料再処理等費」、「特定放射性廃棄物処分費」、「原子力発電施設解体費」）
- ・その他経費（普及開発関係費、諸費（事業団体費）、研究費等）

⇒ 6月12日(火)の消費者委員会でご回答をお願いしたい。

⇒ 6月19日(火)の消費者委員会でご回答をお願いしたい。例えば、次の点についてご説明いただきたい。

- ①第五回電気料金審査専門委員会において指摘があったとおり、福島第一原発5、6号機及び福島第二原発について、レートベースから外れる一方、減価償却費は原価に含まれていることについて問題はないのか。
- ②柏崎刈羽原子力発電所は、平成25年度から順次稼働されるものと仮定されており、一時的に不稼働期間があることから、原価算定に当たっては、

-建設中の設備について、その1/2をレートベースに算入しておらず、これは資本サービスを提供していないことを考慮した措置と考えられるが、この例に倣い、不稼働期間中の柏崎刈羽原子力発電所の設備について、レートベースに算入する割合を検討すべきではないか。

-原子力発電所が停止したため燃料費が増大したことが今回の値上げ申請の要因であるが、不稼働期間中の柏崎刈羽原子力発電所の減価償却費を原価に含めると、発電費用の二重計上になるのではないか。

- ③日本原子力発電等からの電力の購入がないにも関わらず、購入電力料として、平成24～26年度で年平均役1千億円を支払うことについて、その理由が不明確ではないか。

以上